

真のタックスペイヤーをめざす

# UENO



撮影協力：国立科学博物館



NO.495



公益社団法人  
上野法人会

<http://www.uenohoujin.or.jp/>

# 新しい働き方、 テレワークの表と裏

## ◆在宅勤務はストレス、 出社したほうが良いと訴えた社員

この小見出しを読んで、意外だな、と思った方は多いと思います。コロナ禍への対応として多くの職場がテレワーク、在宅で仕事をする働き方を取り入れました。ある食品会社の営業担当、40代前半のAさんは、7人のチームのチーフ。3割出社という会社の方針に従いましたが、同僚との意思疎通のためには、出社した方がスムーズにきました。顧客対応も直接の話し合いが有効でした。在宅はひとり勤務。電話やFAX、そしてインターネット、ZOOMなどのコミュニケーションツールを使います。操作自体は慣れても、一人で決断を求められる場合は迷います。「自宅だから楽でしょう」と周りからは思われてきましたが、Aさんは「ひとりではキツイ、逆にストレスです」と訴えたのです。ストレス発散の場は、出社した時に部署が違うたくさんの仲間との会話だったと話しました。皮肉な訴えのようですが、大きな教訓を含んだ言葉でした。

## ◆テレワークにもメリットと 心配な面があります

新型コロナ感染拡大防止で専門医から提唱されたのが「3密回避」でした。すでに多くの方の生活に定着しており、改めて説明する必要はないでしょう。職場でも、密閉と密接に気をつかい、そして通勤電車の人混みを避ける目的もあり、在宅勤務が広がりました。情報通信技術を活用した、場所や時間にとらわれない柔軟な働き方がテレワークです。Aさん自身、Webで上司との打ち合わせをやり、メンバーとのテレビ会議にも取り組んでいました。テレワークには、在宅ワーク、モバイルワーク、施設利用のワークなどがあり、Aさんの会社も場面に応じて活用していると話してくれました。

国も積極的活用を提唱してきました。企業のメリットとしては、オフィスコストの削減、働く側にとっては、通勤時間がないための有効な時間利用、そしてワークライフバランスの拡大などが

産業カウンセラー  
柏木 勇一



あげられています。業種によっては、顧客対応が迅速に進むメリットを上げるケースもあります。一方で、Aさんが語る「孤立状態で判断を求められる」ことは新たなストレスとして無視できません。何事にも表と裏があることを示しています。

## ◆コミュニケーションの形態は 職場によっても異なります

コミュニケーションには伝達感と伝達度があります。内容が相手にちゃんと伝わった、と感ずるのが伝達感。内容が正確に伝わっていることが伝達度です。伝える内容にもよりますが、伝達感は対面、伝達度は非対面コミュニケーションが高いと言われております。情報処理上の理論としてのテレワークのメリットです。一方、心理学の側面からは、対面コミュニケーションの効果として、相手の表情を見て反応をうかがいながら「分かりあえる関係」を築くことを上げています。広がる在宅勤務の心配な点として、話し相手がない孤独な場が長く続くと、感情の停止・劣化が上げられています。喜怒哀楽があつての人生です。効率化を求めることで、人としての大事な要素がないがしろにされることは避けなければいけません。Aさんの訴えを一人ひとりに考えていただきたいと思います。

いうまでもなく、在宅勤務ではできない職種はたくさんあります。生産工場、運送業など、私たちの暮らしは、現場で苦勞している人たちに支えられていることは忘れないように。働き方改革が長く叫ばれていますが、一律ではありません。自分たちの職場はどうあるべきか、皆さんで話し合っ進めていただきたいと思います。

【筆者紹介】

柏木 勇一 (かしわざい ゆういち)

1941年生まれ。大学卒業後、新聞社勤務を経て、現在EAP企業でカウンセラーとして活動。  
産業カウンセラー、家族相談士、交流分析士。

新型コロナ感染拡大で外出自粛や在宅勤務が進み、売上げを大きく落としている店舗が多い。

が、コロナ禍にあっても、大きく売上げを伸ばし、繁盛している弁当店のオーナーが出演したTV番組を見る機会があり、その取り組みには得心させられた。

200円の超激安価格の弁当から、重さ1キロのボリュームある牛カルビやうなぎ弁当、1000円のエビフライ弁当、超特大うなぎ7枚が乗った7777円の弁当など、品揃えも豊富。

しかも、来店して見つける1円の弁当もあるといった遊び心もあるお店である。加えて、今月の売上高も、店頭リアルタイムでデジタル表示し公開するという取り組みもしていた。

この店が人気店として有名になったのは、定点カメラでネット上に、24時間中継公開していることにある。

宣伝効果を期待してのことだが、来店者は店の込み具合でコロナ対策としての「密」を回避できるとともに、弁当の在庫状況も映像から確認できる利点がある。

さらに、オーナーは、副次的にクレーム客が来店しづらい環境になるだけでなく、万引き防止にもなったと話していた。

地元だけでなく、遠方からの来店もあり、売上げを飛躍的に伸ばしており、コロナ禍の厳しい環境の中での経営者の着想と取り組みには脱帽させられた。

どのように経営者がこうした着想にたどり着いたかはテレビでは多く触れられてはいなかったが、この経営者は仮説を重ねた末に現在に至ったのではないだろうかと推察した。

コロナ禍が及ぼす自社への悪影響という問題を、いかに解決するかという問題解決力の精度を上げれば、経営における業績向上につながる。

ならば、問題解決を図るためには、どうするかである。問題解決力を上げていく上で、経営者自らが仮説を立てて臨むことが大事な事であろう。

来店者・購入者を増やすためにはどうするかという問題のもとに、「弁当のボリュームを大きくしたらどうだろうか」「メニューを豊富にしたらどうだろうか」「カメラを設置し、常時、店内を見られるようにしたらどうだろうか」という仮説を立てて、実行した軌跡の結果として、繁盛して

いる弁当店の今の姿あると伺えるのである。

無論、問題を前に、立てた仮説の結果が思うようなものでなければ、反省を織り込んだ別の新たな仮説を立てて、実行してみる。

これを反復し、結果という業績を残していくことこそが経営であろう。

経営の問題に、仮説を立て、結果がうまく行かなければ検証し、掘り下げ、新たな精度の高い仮説を立て取り組む、このサイクルを回すことによって、問題の根源も突き

止められ、成長へのエンジンは強まっていく。

大きな組織の会社だとしても、仮説を立てて取り組むという職場風土や価値観を社内に創り出し、定着させていくことは、大きな意義があり、他日、大きな花を咲かせることにつながるものだと信じたい。

この弁当店が繁盛店となったのは、問題解決のための仮説力が大いにあったということ以上に、テレビでは触れられなかったが、売上高を店舗内で公開したことが大きいように思えるのである。

売上高をリアルタイムで公開することは、店舗スタッフにも大いにヤル気を生む。さらに、顧客にも数字が見ることができ、店側の誠実さを実感させるものであり、多くの顧客から支持されている食品づくりの店として安心感を生んでいることが大きいものだと、実感した。

松下幸之助氏が説いた「ガラス張り経営」にもある、「会社は経営者自身のものではなく、社会のための存在である」ことを如実に物語っているものであり、売上高の店頭での公開は、経営者の姿勢を来店客に伝えるものである。

そこに来店客から店やオーナーに寄せられる大きな信頼を形作っているものだと思うのである。繁盛店の最大の秘訣があると思えるのである。

顧客からの信頼あつての経営、コロナ禍で弁当店から学ぶものは多い。

経営コンサルタント 山上昌一

# 問われる仮説力

コロナ禍の時代だから

# 法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」まとまる

## コロナ禍における厳しい経営環境を踏まえ、 中小企業に実効性ある支援と税制措置を!

法人会の「令和3年度税制改正に関する提言」が、9月24日の公益財団法人全国法人会総連合(以下「全法連」)の理事会でまとまった。

同提言は、会員企業からの要望意見、税制改正に関するアンケートなどをもとに税制委員会の審議を経て、取りまとめられたもので、「税・財制改革のあり方」「中小企業が事業継続するための税制措置」「地方のあり方」「震災復興等」「その他」からなっている。

全法連では、全国80万会員の声として、財務省、総務省、中小企業庁、自民党、公明党および国会議員などに対して実現を求めて要望活動を行っている。

さらに、全国41都道県連および440単位会でも、地元選出の国会議員、地方自治体の首長、議長あて広汎な要望活動を行っている。提言(要約)は次のとおり。

### I 税・財政改革のあり方

#### 1. 新型コロナウイルスへの対応と財政健全化

○新型コロナの影響は長期化の様相を見せており、資金力の弱い中小企業はすでに限界にきている。その経営実態等を見極めながら、雇用と事業と生活を守るための支援策を引き続き講じていく必要があり、国や地方は今般の支援制度の周知・広報の徹底や申請手続きの簡便化、スピーディーな給付等、実効性を確保することが重要である。

○新型コロナ拡大の収束を見据えつつ、税制だけでなくデジタル化への対応や大胆な規制緩和を、スピード感をもって行うなど、日本経済の迅速な回復に向けた施策を講じる必要があるが、それが財政規律を無視したバラマキ政策とならないよう十分配慮し、今年度補正予算で盛り込まれた膨大な予備費については厳しく用途をチェックする必要がある。

○財政健全化は国家的課題であり、コロナ収束後には本格的な歳出・歳入の一体的改革に入れるよう準備を進めることが重要である。歳入では安易に税の自然増収を前提とすることなく、また歳出については聖域を設けずに分野別の具体的な削減の方策と工程表を明示し、着実に改革を実行するよう求める。

#### 2. 社会保障制度に対する基本的考え方

○社会保障給付費は公費と保険料で構成されており、持続可能な社会保障制度を構築するには、適正な「負担」を確保するとともに、「給付」を「重点化・効率化」によって可能な限り抑制することが必須である。

○社会保障のあり方では「自助」「公助」「共助」の役割と範囲を改めて見直すほか、公平性の視点も重要である。医療保険の窓口負担や介護保険の利用者負担などについては、高齢者においても負担能力に応じた公平な負担を原則とする必要がある。

○年金については、「マクロ経済スライドの厳格対応」、

「支給開始年齢の引き上げ」、「高所得高齢者の基礎年金国庫負担相当分の年金給付削減」等、抜本的な施策を実施する。

○少子化対策では、現金給付より保育所や学童保育等を整備するなどの現物給付に重点を置くべきである。企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。子ども・子育て支援等の取り組みを着実に推進するためには安定財源を確保する必要がある。

#### 3. 行政改革の徹底

○新型コロナウイルス対策についても、政治の対応が迷走、行政も旧態依然とした仕組みによる矛盾や悪弊が明らかとなった。これを機に地方を含めた政府と議会は「まず隗より始めよ」の精神に基づき自ら身を削るなど行政改革を徹底しなければならない。国・地方における議員定数の大胆な削減、歳費の抑制と国・地方公務員の人員削減と能力を重視した賃金体系による人件費の抑制を求める。

### II 中小企業が事業継続するための税制措置

#### 1. 法人税関係

○中小企業は新型コロナ拡大による深刻な影響を受け不安が増幅し、自然災害による被害も多発するなど中小企業を取り巻く環境は一段と厳しさを増しており、事業を継続していくための税制措置の拡充等が必要である。

○中小法人に適用される軽減税率の特例15%を本則化すべきである。また、800万円以下に据え置かれている軽減税率の適用所得金額を、少なくとも1,600万円程度に引き上げる。なお、それが直ちに本則化することが困難な場合は、令和3年3月末日となっている適用期限を延長する。

○租税特別措置については、公平性・簡素化の観点から、政策目的を達したものは廃止を含めて整理合理化を行う必要はあるが、中小企業の技術革新など経済活性化に資する措置は、制度を拡充したうえで本則化すべきである。

①中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえで、「中古設備」を含める。なお、それが直ちに困難な場合は、令和3年3月末日までとなっている特例措置の適用期限を延長する。

②少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置については、損金算入額の上限(合計300万円)を撤廃し全額を損金算入とする。

○新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置については、新型コロナウイルスの収束時期が不透明であることから、中小企業の厳しい経営実態等を見極めながら、適用期限の延長や制度を拡充すること。

## 2. 消費税関係

○昨年10月に導入された軽減税率制度は事業者の事務負担が大きいという、税制の簡素化、税務執行コストおよび税収確保などの観点から問題が多い。かねてから税率10%程度までは単一税率が望ましく、低所得者対策は「簡素な給付措置」の見直しで対応するのが適当であることを指摘してきた。国民や事業者への影響、低所得者対策の効果等を検証し、問題があれば同制度の是非を含めて見直しが必要である。

○消費税の滞納防止は税率の引き上げに伴ってより重要な課題となっている。消費税の制度、執行面においてさらなる対策を講じる必要がある。

○令和5年10月からの「適格請求書等保存方式」導入に向け、令和3年10月より「適格請求書発行事業者」の登録申請がはじまる。こうした中で新型コロナの拡大が特に小規模事業者等の事業継続に多大な影響を与えている。これら事業者が事務負担増等の理由により廃業を選択することのないよう、現行の「区分記載請求書等保存方式」を当面維持するなど、弾力的な対応を求める。

## 3. 事業承継税制関係

○我が国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化や雇用の確保等に大きく貢献している。中小企業が相続税の負担等によって事業が承継できなくなれば、経済社会の根幹が揺らぐことになる。平成30年度の税制改正では比較的大きな見直しが行われたが、さらなる抜本的な対応が必要である。

○事業に資する相続については、事業従事を条件として他の一般資産と切り離し、非上場株式を含めて事業用資産への課税を軽減、あるいは免除する本格的な事業承継税制の創設を求める。

○相続税、贈与税の納税猶予制度は、猶予制度ではなく免除制度に改める。新型コロナの影響などを考慮すると、平成29年以前の制度適用者に対しても適用要件を緩和するなど配慮すべきである。国は円滑な事業承継が図られるよう、経営者に向けた制度周知に努める必要がある。なお、特例制度を適用するた

めには、令和5年3月末日までに「特例承継計画」を提出する必要があるが、これから事業承継の検討(後継者の選任等)を始める企業にとっては時間的な余裕がないこと等が懸念されるため、計画書の提出期限について配慮すべきである。

## 4. 相続税・贈与税関係

○相続税の負担率はすでに先進主要国並みであることから、これ以上の課税強化は行うべきではない。なお、贈与税は経済の活性化に資するよう、基礎控除を引き上げ、相続時精算課税制度の特別控除額(2,500万円)を引き上げるべきである。

## 5. 地方税関係

○固定資産税については、令和3年度は評価替えの年度となるが、今般の新型コロナは企業に多大な影響を与えていることから、負担増とならないよう配慮すべきである。さらに、都市計画税と合せて評価方法および課税方式を抜本的に見直すべきである。

# III 地方のあり方

○今般の新型コロナウイルス拡大は、東京一極集中のリスクを浮き彫りにする一方、地方分権化と広域行政の必要性も改めて問いかけることになった。地方分権化は国と地方の役割分担を見直し、財政や行政の効率化を図ることであり、これを機に分権化の議論がさらに高まることを期待したい。

# IV 震災復興等

○東日本大震災からの復興に向けて復興期間の後期である「復興・創生期間(平成28年度～令和2年度)」も最終年度である5年目に入ったが、被災地の復興、産業の再生はいまだ道半ばである。今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故への対応を含めて引き続き、適切な支援を行う必要がある。

# V その他

○税の意義や税が果たす役割を国民が十分に理解しているとは言いがたい。学校教育はもとより、社会全体で租税教育に取り組み、納税意識の向上を図っていく必要がある。

提言の全文は「全法連ホームページ」でご覧いただけます。  
<https://www.zenkokuhojinkai.or.jp/>

— 東京法人会連合会 —

令和2年度 公益社団法人上野法人会・女性部会

主催：公益社団法人上野法人会  
後援：国税庁

# 税に関する絵はがきコンクール

女性部会（中立部会長）では、税に関する絵はがきコンクールを開催いたしました。  
台東区内小学校9校の6年生を対象に募集し、485作品の応募がありました。

入選作品  
発表！

## 東京上野税務署長賞



藤野 紫桜さん  
(根岸小学校)

## 上野法人会長賞



松本 雪野さん  
(谷中小学校)

## 台東区長賞



長谷川 健太郎さん  
(大正小学校)

## 女性部会長賞

山近 晴也さん  
(谷中小学校)



## 台東都税事務所長賞

新田 衿麗香さん  
(平成小学校)



## 優秀賞

(優秀賞：五十音順)



芦原 遥人さん  
(大正小学校)



池野 夏希さん  
(上野小学校)



大竹 凌太郎さん  
(金曾木小学校)



大原 優奈さん  
(金曾木小学校)

優秀賞



北川 雄翔さん (平成小学校)



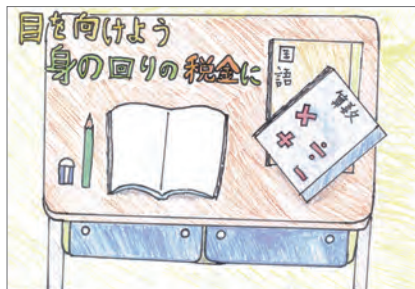
朱 格明其さん (黒門小学校)



横田 愛奈さん (東泉小学校)



加来 朋樹さん (根岸小学校)



小松 乃碧さん (大正小学校)



中野 凜さん (谷中小学校)



和田 朱音さん (東泉小学校)



河辺 杏梨さん (忍岡小学校)



齊藤 雄大さん (根岸小学校)



山本 樹奈さん (上野小学校)



渡邊 梨花さん (黒門小学校)

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税の納付が難しい方へ  
**納税の猶予をご利用ください**

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することが困難な場合は、税務署に申請することにより納税が猶予されます。

【現行制度】

＜猶予の要件＞（幅広い方が認められます。）

- ・ 一時の納税により、事業の継続・生活維持を困難にするおそれがある。
- ・ 納税について誠実な意思を有する。
- ・ 猶予を受けようとする国税以外の滞納がない。
- ・ 納付すべき国税の納期限から6か月以内に申請書の提出がある。

- (注) 1 担保の提供が明らかに可能である場合を除いて担保は不要です。  
2 既に滞納がある場合や申請期限を過ぎた場合は、税務署長の職権で猶予を検討します。

＜猶予が認められると…＞

- ・ 原則として1年間納税が猶予されます（資力に応じて分割納付となります。）。
- ・ 猶予中は延滞税が軽減されます（通常年 8.9%→軽減後年 1.6%※）。

※ 令和2年中における延滞税の利率 <申請による換価の猶予 国税徴収法第151条の2 >

収入が概ね2割以上減少している方には、更に有利な特例があります

納税の猶予に『**特例（特例猶予）**』が創設されました！

**延滞税なし** **1年間猶予** **無担保**

特例猶予の要件

◆ 以下の①、②のいずれも満たす方が特例の対象となります。

- ① 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等にかかる収入（注1）が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。  
（注1）収入には、事業収入のほか、給与収入などの定期的な収入も含まれますが、譲渡所得などの一時的な収入は含まれません。
- ② 一時に納税することが困難であること。

◆ 納付すべき国税の納期限までに申請書の提出が必要です（注2）。

（注2）やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請できますので、所轄の税務署（徴収担当）にご事情をお申し出ください。

◆ 令和2年2月1日から同3年2月1日までに納期限が到来する国税が対象です。

<納税の猶予の特例 新型コロナ税法第3条 >



# ネットが便利 申告・納税 e-Tax



国税庁 e-Tax キャラクター  
イータ君

## 法人税等の申告データを円滑に提出できる環境整備

法人税等に係る申告データを円滑に提出できるよう、令和2年4月からは、以下のような環境整備を実施し、利便性の向上を図っています。

- 財務諸表のデータ形式が柔軟化され CSV 形式での提出が可能となります。
- 財務諸表を e-Tax により法人税申告と提出した場合は、法人事業税の申告における財務諸表の提出が不要となります。
- 連結親法人が e-Tax により連結子法人の個別帰属額等の届出書を提出した場合は、連結子法人は提出が不要となります。

平成30年4月以降実施した上記以外の施策は、e-Tax ホームページ (<https://www.e-tax.nta.go.jp>) でご確認ください。

なお、各種施策は、e-Tax を利用する法人の皆様の利用が可能です。

## 令和2年4月から大法人の電子申告が義務化

令和2年4月以後開始する事業年度（課税期間）から、事業年度開始時の資本金の額等が1億円を超えるなどの要件に該当する法人に対し、法人税及び消費税等の申告は、申告書及び申告書に添付すべきものとされている書類の全てについて電子申告する必要があります（以下「大法人の電子申告義務化」といいます。）。

対象手続は、確定申告書、中間（予定）申告書、仮決算の中間申告書、修正申告書及び還付申告書となります。

また、大法人の電子申告義務化の対象となる場合は、「e-Tax による申告の特例に係る届出書」を対象となる事業年度（課税期間）の開始の日から1月以内に所轄税務署に提出する必要があります。

## e-Tax のメリット

- 1 税務署に出向くことなく、インターネットを利用して申告や納税などの各種手続をすることができます。
- 2 データ化した申告書等をインターネットを利用して提出できるため、事務処理全体の効率化、ペーパーレス化につながります。
- 3 書面で提出した場合より、還付金を早く受け取ることができます。
- 4 納税証明書の交付請求手数料が、書面請求の場合より安価です。  
(e-Tax : 370 円 書面 : 400 円)

## 部会報告

### 第2回 役員会

[と き] 令和2年9月18日(金) 12:30～  
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階

青年部会(森重部会長)では、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、三密対策を十分に施し、役員会を開催いたしました。税金ジュニアスクールの実施・運営、今後の事業予定について話し合いを行いました。



▲森重部会長



### 第3回 役員会

[と き] 令和2年10月22日(木) 12:00～  
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル7階



## 令和2年度 税金ジュニアスクール実施に向けて・・・



第3回役員会終了後、今年度の税金ジュニアスクール実施に向けて事前に各小学校の担当講師・アシスタントが予行練習を行いました。



### 女性部会

#### 「第1回 正副部会長会議」

[と き] 令和2年9月9日(水) 14:00～  
[と ころ] 朝日信用金庫西町ビル4階



中立部会長

#### 《議題》

1. 税に関する絵はがきコンクール選考会
2. 女性部会下期予定
  - 暮れの懇親会について
  - 第1回幹事会について
3. その他

女性部会(中立部会長)では、第1回正副部会長会議を開催しました。今年度の絵はがきコンクール応募作品485作品の中から入選作品20作品を決定いたしました。その他、下期の行事予定等について話し合われました。



絵はがきコンクール入選作品審査

## 台東都税事務所からのお知らせ（新型コロナウイルス関連）

### ① 3月決算法人予定申告書類の送付について

法人事業税・都民税の3月決算法人の中間申告に使う申告書類が、10月中旬以降に発送されています。

新型コロナウイルス感染症の影響により期限内の申告手続・納税が困難な場合は、申告期限延長制度や納税猶予手続がありますので、所管の都税事務所（法人事業税班又は徴収管理班）まで御連絡下さい。

連絡先（電話）：東京都主税局台東都税事務所

事業税課	台東区所在の法人	03-3841-1691
法人事業税班	墨田区・葛飾区所在の法人	03-3841-1694
徴収課 徴収管理班	03-3841-1927	

### ② 令和3年度の固定資産税・都市計画税の軽減措置 （新型コロナウイルス関連）

対象：中小事業者等が所有する償却資産及び事業用家屋（土地除く）  
条件：令和2年2月から10月までの任意の連続する3か月の事業収入が、前年同月比30%以上減少（認定経営革新等支援機関の確認が必要）  
申請期限：令和3年2月1日まで受付（厳守）  
その他：償却資産については別途令和3年度の申告が必要です。

◆ 詳細については、

[https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new\\_virus\\_kotei\\_small.html](https://www.tax.metro.tokyo.lg.jp/ncov/new_virus_kotei_small.html)

東京都主税局 令和3年度固定資産税 コロナ で 検索

## 東京法人会連合会からのお知らせ

この度、東法連では東京国税局のご協力を得て、全法連作成の「会社の決算・申告の実務（令和2年度版）」をベースに、以下の研修動画（3部作）を作成いたしました。

1. 令和2年度税制改正等の概要（消費税法関係）／35分
2. 決算法人説明会（源泉所得税編）／20分
3. 決算法人説明会（法人税編）／40分

【動画はこちらから】⇒ <https://www.tohoren.or.jp/members/2020101610881.html>

※東法連・会員専用ページのためIDとパスワードが必要です。ご利用の方は上野法人会までお問合せください。（TEL 5818-1151）

※こちらの動画の視聴期限は、おおむね来年6月頃までとなります。

表紙 ≪国立科学博物館 シロナガスクジラ≫

■令和2年11月発行 ■発行人 広報委員会 委員長 木村雄二 ■発行所 公益社団法人上野法人会  
（〒110-0015 台東区東上野1-2-1 朝日信用金庫西町ビル5階 TEL5818-1151 FAX5818-1141）

従業員の退職金準備は

**とく たい きょう**  
**特 退 共**

優秀な人材の確保・定着化に

# 東法連特定退職金共済制度



## 特退共の魅力

1. 東京都内の事業所であれば、企業規模を問わず加入できます。
2. 掛金は従業員1人につき月額1,000円から30,000円まで選択できます。
3. 掛金は全額損金または必要経費に算入でき、給与所得にもなりません。
4. ご加入後1ヵ月で退職しても退職金が支払われます。
5. 中小企業退職金共済制度(中退共)と重複して加入できます。

## 公益財団法人 東法連特定退職金共済会とは

- ✓ 東京法人会連合会(東法連)が母体となり1977年に財団法人として設立されました。
- ✓ 所得税法施行令第73条に定める「特定退職金共済団体」として、税務署の承認を受けています。
- ✓ 東京都知事の公益認定を受けて、2012年10月に公益財団法人に移行しました。
- ✓ 約5,000社の事業所の皆さまにご加入いただき、約430億円の積立金をお預かりしています。

○この制度は、大同生命保険株式会社と締結した「新企業年金保険契約」に基づいて運営しています。  
 ○このご案内は、2019年8月現在の制度内容および税制に基づき記載されており、内容は将来変更されることがあります。  
 ○ご加入にあたっては、必ず所定のパンフレットをご確認ください。

企C-2019-11-S(2019年9月11日)P6965

資料請求・  
お問い合わせは

**TTK** 公益財団法人 東法連特定退職金共済会

〒160-0002 東京都新宿区四谷坂町5番6号 全法連会館3階  
TEL (03)3357-1641 FAX (03)3357-1642  
<https://www.tohoren-tokutaiikyoo.or.jp/>



法人会の経営者大型総合保障制度  
広げよう  
企業保障の  
大きな傘を

## 重度の身体障がい状態によるリタイアリスクから 会社と家族をまもりまします

## 総合型V Tタイプ

(大同生命の定期保険+AIG損保のベーシック傷害保険)  
無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)

1~3級の身体障がい者手帳の交付を受けた場合に、  
最高2億円の就業障がい保険金を支払います。

- 保険金額2億円までご加入できるのは、契約者が法人か所定の個人事業主(契約者と被保険者が同一人の場合に限る)の場合です。
- この保険には高度障がい保険金・死亡給付金・解約払戻金はありません。また、満期保険金・配当金・保険料の払込免除の取扱もありません。
- 身体障がい者福祉法の改正により、就業障がい保険金の支払対象となる身体障がい状態は変動する可能性があります。
- 当資料に記載の保障は「Tタイプ[無配当就業障がい保障保険(身体障がい者手帳運動・無解約払戻金型)]」によるものです。AIG損保のベーシック傷害保険の補償内容につきましては、「総合型V Tタイプ」パンフレットをご覧ください。
- この制度は、法人会の会員のみご加入いただける制度です。ご加入後に法人会を退会された場合は、保険料の引き上げや損害保険部分の解約等のお取扱いとなる場合があります。
- この資料は、2019年8月現在の商品内容に基づいて記載しており、将来変更となる場合があります。
- ご検討・ご契約にあたっては、「法人向け保険商品のご検討に際してご留意いただきたいこと」「設計書[契約概要]」「注意喚起情報」「ご契約のしおり」「約款」を必ずご覧ください。

**DJIDO** 大同生命保険株式会社

上野支社/東京都台東区東上野1-14-4(野村不動産上野ビル6F)  
TEL 03-3831-7050

**AIG** AIG損害保険株式会社

東京第二プロチャネル営業部/東京都新宿区西新宿2-4-1(新宿NSビル)  
TEL 03-6894-9110

F-2019-1016(2019年8月27日)  
19-073026 2021-8